

四 国 植 物 防 疫 研 究 協 議 会 規 約

- 第 1 条 本会は四国植物防疫研究協議会という。
- 第 2 条 本会の事務所を農林水産省四国農業試験場内におく。
- 第 3 条 本会は会員相互の病害虫に関する知識および防除施策の交流を図り、農業の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 試験研究の発表および講習会の開催（公開）
 2. 防除方針の検討
 3. 機関誌などの発行
 4. その他目的達成のために必要な事項
- 第 5 条 会員は通常会員および特別会員とする。
- 通常会員は四国地域の植物防疫行政あるいは研究業務に関するものおよび本会の趣旨に賛同し、会員の推薦するもの。
- 特別会員は四国地域の植物防疫資材の製造販売などに関係するもの、または団体とする。
- 第 6 条 本会に役員として会長 1 名、副会長 2 名、評議員若干名、会計監査 2 名、幹事および編集委員若干名をおく。
- 会長は四国農業試験場長を推薦する。
- 役員は毎年総会において選出する。その選出方法は総会においてこれを決定する。
- 第 7 条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。
- 評議員は、本会の企画運営に参画する。
- 第 8 条 会計監査は会計を監査する。
- 第 9 条 幹事は本会の会務を処理する。
- 編集委員は機関誌その他本会出版物の編集にあたる。
- 第 10 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- 第 11 条 本会の運営その他必要な事項については総会において定める。
- 第 12 条 総会は毎年 1 回開く。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
- 第 13 条 総会の議決は出席者の過半数の同意による。ただし、規約の改正については出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 14 条 本会の経費は会費ならびに寄附金等によって賄うものとする。
- 通常会員は年間 1,000 円、特別会員は 20,000 円、ただし、卸売関係または団体は 10,000 円とする。
- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 10 月にはじまり翌年 9 月末日に終る。
- 附則 本規約は昭和 51 年 11 月 16 日から実施する。

四 国 植 物 防 疫 研 究 協 議 会 役 員（昭和 60 年度）

会 長	農林水産省四国農業試験場長	西 部 慎 三
副 会 長	葛西辰雄，井上 齊	
評 議 員	〔徳島県〕玉井克郎，谷 幸泰，〔香川県〕野田弘之，葛西辰雄，谷 利一，〔愛媛県〕武智文彦，松岡隆宏，橘 泰宣，〔高知県〕古谷真二，梅原久稔，〔四国農試〕井上 齊，稲葉忠興，〔特別会員〕大日本除虫菊株式会社，四国兼商販売株式会社，日産化学工業株式会社	
会計監査	都崎芳久，北興化学工業株式会社	
幹 事	（庶務）稲葉忠興，妹尾芳江，（会計）後藤孝雄	
編集委員	井上 齊，谷 利一，倉田宗良，平野千里，川原幸夫，稲葉忠興，若村定男，岩崎真人	